

設備導入で  
業務効率の改善  
を図りたい！



**小規模企業者  
創業者**  
の皆さんへ

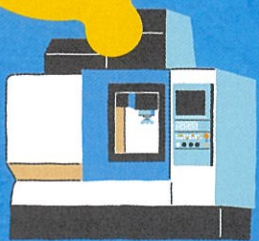
割賦損料率  
**0.7~1.5%**  
(5段階)

創業で  
必要な設備を  
導入したい

# 設備投資を 応援します！

小規模企業者等設備貸与制度  
(割賦販売・リース)  
のご案内

例えば  
工作機械  
(製造業)



例えば  
建設機械  
(建設業)



例えば  
3Dプリンター  
(製造業)

例えば  
業務用車両  
(運送業)



詳しくは裏面をご覧ください 



O.B.D.A.

公益財団法人

**大阪産業局**

OSAKA BUSINESS DEVELOPMENT AGENCY

# 設備貸与制度 申込・受付のご案内

小規模企業者や創業者の方がご希望の設備・業務用車両等を当財団が設備販売業者から購入し、長期かつ低利の割賦販売(分割払い)またはリースでご提供します。(融資ではありません)  
大阪府内に設備を設置予定で、従業員規模50人以下の企業の方がお申込可能。(その他条件あり)

<p>対象設備</p>	<p>大阪府内に設置する新品の機械設備・業務用車両・プログラム等 (土地、建物、構築物、賃貸用設備等は対象外)</p> <p><b>導入例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>製造業</b> マシニングセンタ、NC旋盤、射出成型機、排水処理設備、ホイストクレーン、フォークリフト、印刷機械、食品・菓子・飲料等製造機械、CAD/CAMソフト 等</li> <li><b>建設業</b> 油圧ショベル、コンクリートポンプ車、ラフタークレーン 等</li> <li><b>運輸業</b> トラック、トラクターヘッド、ウイング車、冷凍冷蔵車 等</li> <li><b>商業・サービス業</b> 厨房機器、冷蔵ケース、POSレジ、介護事業用設備 等</li> </ul>																																				
<p>導入効果</p>	<p>設備の導入により以下の改善が見込まれること。(創業者を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>3年後</th> <th>4年後</th> <th>5年後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>付加価値額</td> <td>9%以上</td> <td>12%以上</td> <td>15%以上</td> </tr> <tr> <td>経常利益</td> <td>3%以上</td> <td>4%以上</td> <td>5%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※付加価値額＝①営業利益＋②人件費＋③減価償却費＋④リース・レンタル費用          経常利益＝①営業利益－②営業外費用          (会計基準の「経常利益」とは定義が異なります。)          ※経営革新計画終了年度の決算書の提出が必要です。          (計画最終年度終了後)</p>		3年後	4年後	5年後	付加価値額	9%以上	12%以上	15%以上	経常利益	3%以上	4%以上	5%以上																								
	3年後	4年後	5年後																																		
付加価値額	9%以上	12%以上	15%以上																																		
経常利益	3%以上	4%以上	5%以上																																		
<p>設備価格</p>	<p>100万円以上1億円以下 (消費税込・千円未満切り捨て) ※割賦の場合、最大1億2000万円まで申込可能。ただし、1億円を超える金額(最大2000万円)は契約時に前納が必要です。</p>																																				
<p>利用限度額</p>	<p>単年度あたり1億円まで利用可能 (累計残高2億円まで) ※既に貸与を受けている設備がある場合、その設備の残高と合わせて2億円を超える申し込みはできません。</p>																																				
<p>支払期間</p> <p>割賦</p> <p>リース</p> <p>損料率(利率) 月額リース料率</p>	<p><b>割賦</b></p> <p>[期間] 3～10年<sup>※1</sup> (法定耐用年数以内)          ※元本は1年据え置き。 ※月賦の元金均等支払          ※契約時に設備価格の10%の保証金が必要です。</p> <p>[損料率] 0.7～1.5%/年<sup>※2</sup>          (0.2%刻みで5段階)</p> <p><b>リース</b></p> <p>[期間] 3～10年<sup>※1</sup> (法定耐用年数で設定) ※毎月後払い          ※車両及び特注設備は、リースでのお申し込みはできません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">※2</th> <th colspan="3">※2</th> </tr> <tr> <th>耐用年数</th> <th>リース期間</th> <th>月額リース料率</th> <th>耐用年数</th> <th>リース期間</th> <th>月額リース料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3～5年</td> <td>3年(36ヶ月)</td> <td>2.894～2.935%</td> <td>7～13年</td> <td>7年(84ヶ月)</td> <td>1.297～1.335%</td> </tr> <tr> <td>4～7年</td> <td>4年(48ヶ月)</td> <td>2.199～2.240%</td> <td>8～14年</td> <td>8年(96ヶ月)</td> <td>1.145～1.183%</td> </tr> <tr> <td>5～8年</td> <td>5年(60ヶ月)</td> <td>1.776～1.816%</td> <td>9～15年</td> <td>9年(108ヶ月)</td> <td>1.028～1.065%</td> </tr> <tr> <td>6～11年</td> <td>6年(72ヶ月)</td> <td>1.498～1.537%</td> <td>10～18年</td> <td>10年(120ヶ月)</td> <td>0.933～0.970%</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 割賦損料率、月額リース料率は、決算内容等を基にして当財団の審査をふまえ、5段階のいずれかの料率を適用します。</p>	※2			※2			耐用年数	リース期間	月額リース料率	耐用年数	リース期間	月額リース料率	3～5年	3年(36ヶ月)	2.894～2.935%	7～13年	7年(84ヶ月)	1.297～1.335%	4～7年	4年(48ヶ月)	2.199～2.240%	8～14年	8年(96ヶ月)	1.145～1.183%	5～8年	5年(60ヶ月)	1.776～1.816%	9～15年	9年(108ヶ月)	1.028～1.065%	6～11年	6年(72ヶ月)	1.498～1.537%	10～18年	10年(120ヶ月)	0.933～0.970%
※2			※2																																		
耐用年数	リース期間	月額リース料率	耐用年数	リース期間	月額リース料率																																
3～5年	3年(36ヶ月)	2.894～2.935%	7～13年	7年(84ヶ月)	1.297～1.335%																																
4～7年	4年(48ヶ月)	2.199～2.240%	8～14年	8年(96ヶ月)	1.145～1.183%																																
5～8年	5年(60ヶ月)	1.776～1.816%	9～15年	9年(108ヶ月)	1.028～1.065%																																
6～11年	6年(72ヶ月)	1.498～1.537%	10～18年	10年(120ヶ月)	0.933～0.970%																																
<p>連帯保証人</p>	<p>原則として代表者のみ (法人企業の場合 個人企業の場合は原則不要)          ※但し代表者が71才以上の場合は後継者の有無、事業承継計画を確認させていただきます。(個人企業の場合も含む)</p>																																				

※1 大阪府内の商工会・商工会議所の紹介状を得て申込された場合は、支払期間を最大2年間延長することができます。(但し上限は10年間)  
 ※2 以下の認証等を受けた企業は、割賦損料率・リース料率の軽減措置を受けることができます。① カーボンニュートラルに取り組む企業。(経済産業省・環境省が補助対象としている設備等を導入する企業。) ② 創業予定者・創業1年未満の企業、又は、要件を満たす商工会議所・商工会の会員等で、商工会議所・商工会の支援により申込書類を揃え、設備導入後、6カ月程度継続して支援を受けることができる企業。(創業5年超の企業は、初めて当制度を利用する場合に限る。) ③ 中小企業等経営強化法による承認を受けた経営革新計画に基づく設備を導入する企業 ④ 大阪のものづくり看板企業(匠)の認証を受けた企業 ⑤ 大阪府 IoT 推進ラボのIoT診断結果に基づき、IoT設備を導入する企業 ⑥ 大阪府および当財団のDX推進事業の支援を受けてDX設備を導入する企業(設備価格50万円以上を対象)

お問合せ・申込は下記までお願いします



公益財団法人  
**大阪産業局**  
OSAKA BUSINESS DEVELOPMENT AGENCY

設備支援部 設備支援チーム

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか 7階

TEL 06-6947-4345 FAX 06-6947-4348

E-mail setsubi@obda.or.jp

www.obda.or.jp/jigyo/equipment.html

大阪産業局 設備貸与

